

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

<川本町の地域特性>

① 位 置

本町は、中国背梁山地の西端北斜面、県の東部山間に位置し、東西 16.5km・南北 13.5km・面積 106.43 km²の町域を有し、東に美郷町、北に大田市、西に江津市、南に邑南町にそれぞれ接している。

② 地 勢

本町は中央部を北東から南西方向に江の川が横切り、祖式川・三谷川・矢谷川・木谷川・玉 繰川・濁川の各河川が、急峻な峡谷を刻み、江の川に流入している。南部町界に沿う高堀・尾部志・帆柱・円山の各々は東西に連なり、北東にわずかに開ける高原と江の川両岸に沿う平坦地のほか、耕地は峡谷に沿って小団地を形成している。このため、本町の 81.6%は山林が占めている。

道路は、すべて河川に沿って位置しており、特に江の川に沿って走る国道 261 号は陰陽連絡の重要路線となっている。市街地は、中央を貫流する江の川のほぼ中程に形成されている。

③ 気 象

気象は、山陰特有の低温多湿型で、年間の平均気温は 13.5℃程度、降水量は年間 1,700 mm前後である。12 月～3 月の初旬にかけて積雪があり、近年の最深積雪量は江の川沿 岸部で 15 cm程度となっている。また、南部の高原地帯では年平均気温が 1～2℃低く、最深積雪量も江の川沿岸に比較して多くなっている。

④ 人 口

人口は令和 2 年国勢調査によると 3,248 人、世帯数は 1,407 世帯である。平成 27 年 の前回調査時と比較すると、人口では 194 人、世帯では 50 世帯とそれぞれが減少傾向の推移となっている。人口の年齢構成は、0～14 歳 9.9%、15～64 歳 45.8%、65 歳以上 44.4%であり、高齢化が進んでいる。また、5 歳ごとの年齢構成をみると、若年層の流出傾向が顕著である。このような高齢化が進むことによる要配慮者の増加 や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

<被害想定>

① 風水害

○河川洪水

大型化する台風や集中豪雨をもたらす梅雨前線により江の川の氾濫や堤防の決壊 を引き起こす災害を想定する。被害想定は「江の川水系江の川浸水想定区域図 (想定 最大規模)」による。また、祖式川・三谷川・矢谷川・木谷川・玉繰川・濁川の各河 川などの中小河川が氾濫したことを想定とする。

○土砂災害

町内は土砂災害警戒区域 (563 箇所)、土砂災害特別警戒区域(357 箇所)が存在し、土砂災害の危険性が高い区域が数多く存在する。そのため、大規模な土石流、崖崩れ、地すべり及び同時多発的な土砂災害が広範囲に発生し、死傷者の発生や家屋の倒壊などの被害を想定する。また、交通物流の寸断による孤立集落の発生も想定とする。

② 地 震

想定地震のうち、本町を含む邑智郡に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「大田市西南方の地震」の被害想定結果を、想定地震とする。

(1) 地震動、液状化

震度 町域では6強～5強と予測されている。

(2) 物的・人的被害

邑智郡は、崖・斜面被害が大きいと予測される。特に斜面崩壊の発生箇所数が多くなると予測され、地すべり発生危険度が高いと想定する。

③ 雪 害

昭和 38 年 1 月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

④ 大規模火災

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（島根半島沖合(F56 断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後 6 時）の出火となる。このほか、強風 乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

⑤ 感染症

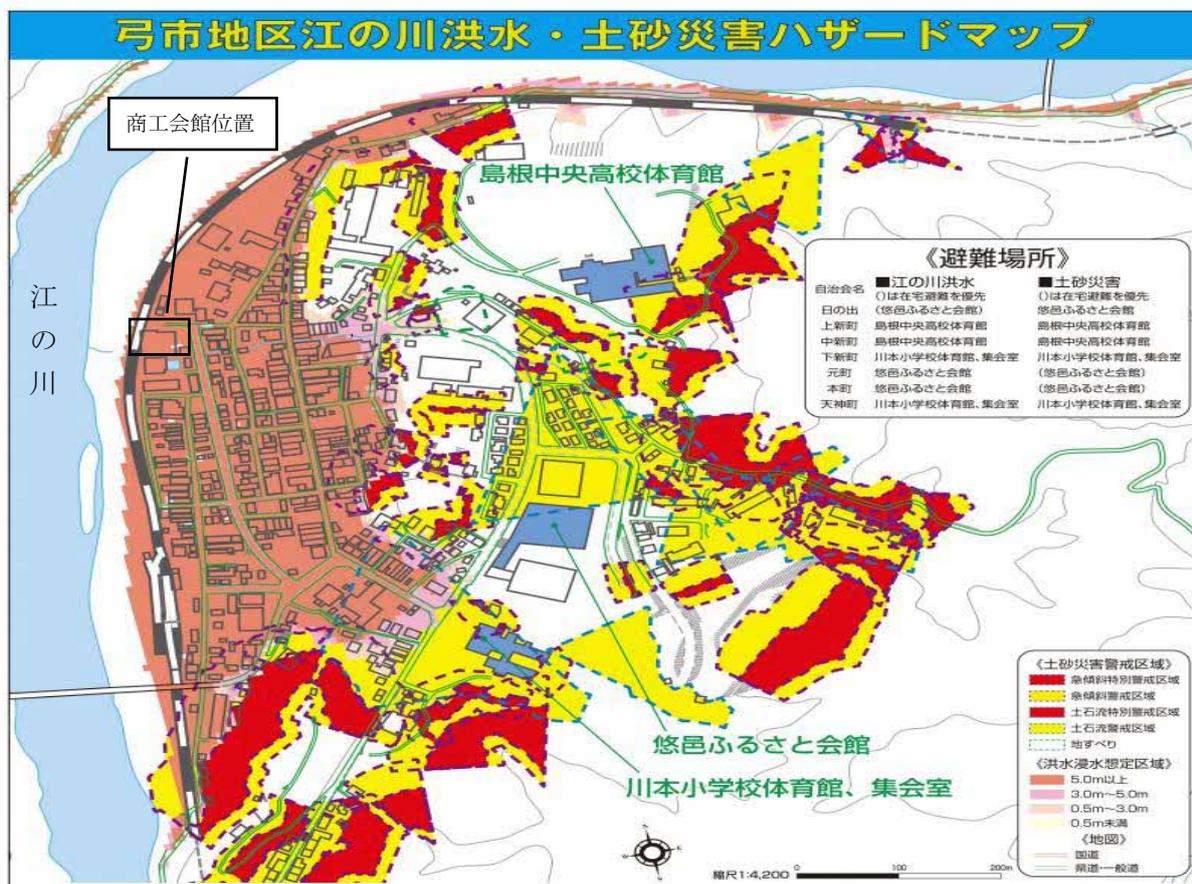
新型コロナウイルス等の感染症リスクは依然としてあるものの、令和 5 年 5 月以降、5 類に引き下げ以降は経済活動も回復傾向にあり、人流の往来も活発となり、接触する機会も増えることから、引き続き感染症対策を講じながら売上確保に努める必要がある。

また、今後、新型コロナウイルスのような新種のウイルスが発生した場合、国民の大部分が免疫を獲得していない状況が想定され、全国的かつ急速なまん延により、川本町においても商工業者のみならず、多くの町民の生命や健康を脅かすものであり、社会的な影響は大きいと捉えている。

<全体総括>

川本町商工会館の位置する地域は、一級河川江の川堤防に囲われた中心市街地の北端に位置し、事務所は極めて川本堤防に近接した位置にある。過去、平成 30 年西日本豪雨災害の際は、川本堤防越水まで 70cm まで江の川が増水しており、近年多発する中国山地での線状降水帯の発生状況の如何によっては、いつ堤防越水または堤防決壊が発生しても不思議ではない状況にある。仮に越水または堤防が決壊した場合は、極めて短時間で中心市街地が水没し甚大な被害が生じることが想定され、当商工会機能も一瞬にして機能不全に陥ることが想定される。

【中心市街地ハザードマップ】



(2) 商工業者の状況（令和5年4月1日現在）

- ・ 商工業者数 204名（独自データ）
- ・ 小規模事業者数 193名（独自データ）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建 設 業	37	34	町内に広く分散
	製 造 業	18	17	〃
	卸 売 業 ・ 小 売 業	51	47	主に中心市街地と因原地区に点在
	宿泊・飲食・サービス業	17	17	〃
	生活関連サービス業	22	22	〃
	そ の 他	59	66	〃

(3) これまでの取組

1) 川本町の取組

- ・ 川本町地域防災計画の策定
- ・ 川本町国土強靱化地域計画の策定
- ・ 川本町業務継続計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 災害時における関係機関との連携協定
- ・ ハザードマップの作成、HP公開、町内世帯配布
- ・ 防災出前講座の実施
- ・ 川本町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 川本町国民保護計画の策定

2) 川本町商工会の取組

- ・ 自然災害後の管内商工業者における被災情報の把握、収集、報告
- ・ 巡回活動、広報誌、商工会HP等による防災や災害対策の情報提供
- ・ 火災共済、地震保険、休業補償共済等の情報提供と加入推進

II 課 題

当商工会の課題としては、災害発生等、緊急時の取り組みについての定めが漠然としており、商工会の体制整備や各関係機関との連携体制等、一体となった危機管理体制の構築が課題である。また、管内商工業者に対して自然災害等のリスクを認識してもらう取り組みを実施し、災害発生時に有効性のある事業継続力強化計画の策定周知も課題である。

現状では、関係機関等との協力体制における重要性についての具体的なスキームやマニュアルも整備されておらず、災害対応における職員のノウハウや災害関連の保険・共済の助言能力も不足しており、管内事業者がBCP策定に取り組む上で支援ノウハウの習得が課題である。

また、感染症対策において、地区小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知すること等が必要である。

III 目 標

- ・ 管内小規模事業者を中心に事業継続力強化計画の策定支援及び普及活動を目標とする。
- ・ 川本町地区の小規模事業者を中心に、自然災害リスク及び感染症等のリスクの認識度を高めるために、事前の防災や発災後の対策等について必要性を周知する。
- ・ 発災後、速やかな復旧支援策が実行できるよう、また、域内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を取れるよう、管内小規模事業者等の被害情報収集及び報告について、組織内における体制、

関係機関との連絡体制を平時から構築する。

・発災時における連絡体制を円滑に進めるため、川本町商工会と川本町、島根県との間における被害情報報告のルートを構築しておく。

【管内事業者 事業継続力強化計画策定促進の成果目標】

指 標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
事業継続力強化計画策定支援の事業者数	1 事業所				
普及セミナー開催件数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 6 年 7 月 10 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・川本町商工会と関係機関の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜ 1. 事前の対策 ＞

・自然災害の発災時や感染症の発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・平常時の巡回指導や窓口相談等の際に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済の加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・川本町商工会の広報誌やホームページ等において、国・県・町の施策情報、各種損害保険の概要、事業継続力強化計画の内容や重要性等の情報発信を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋げる支援を実施する。

・事業者にはマスクや消毒液等の一定量を備蓄しておく重要性や事業所内の換気設備設置、IT やテレワーク環境整備のための情報や支援策等を提供する。

2) 川本町商工会の事業継続計画の作成

・当商工会は、令和 6 年 3 月に事業継続計画を策定した。

3) 関係団体等との連携

・災害計画に精通している専門家や各種研修会等を通じて、職員が計画策定の支援を実施できるようノウハウ習得を図る。

・島根県商工会連合会等の支援を得ながら職員及び事業者に対して災害の備えとしての共済、保険関係の知識習得を図る。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種共済（福祉共済、貯蓄共済医療特約保障等）や損害保険会社の保険（休業補償等）の紹介を実施する。

・セミナーを開催する際の周知協力や共催依頼等を行う。

4) フォローアップ

・管内小規模事業者等が取り組む事業継続力強化計画策定の進捗確認と公的な認定に向けた支援。

・川本町商工会と川本町で取組状況の把握・確認や改善点等を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、川本町との連絡ルート等の確認を行う。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に携帯電話・固定電話等の通信手段を通じて、職員の安否確認を行う。

※その他の連絡手段

- ・メール（ショートメール、Eメール）
- ・SNS（LINE、Facebook メッセンジャー）
- ・災害用伝言ダイヤル（171）
- ・感染者が発生した場合、職員の体調確認を行うとともに、管轄する保健所の指示等に基づき適切な対応・感染対策を講じる。

2) 応急対策の方針決定

- ・川本町商工会と川本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況であれば無理に出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保（特別警報解除等）された上で出勤する。
- ・被害規模の目安は下記を想定するが、具体的な情報については「被害状況調査票」等の調査票で集約したものを確認し方針決定する。
（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が散乱する」、「窓ガラスが割れる」等、 <u>大きな被害が発生</u> している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「建物が半壊以上」「床上浸水」等、 <u>大きな被害が発生</u> している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは交通網が遮断されており、 <u>確認が取れない</u> 。
一定の被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が散乱する」、「窓ガラスが割れる」等、 <u>比較的軽微な被害が発生</u> している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「建物が半壊以上」「床上浸水」等、 <u>比較的軽微な被害が発生</u> している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、川本町商工会と川本町は、以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

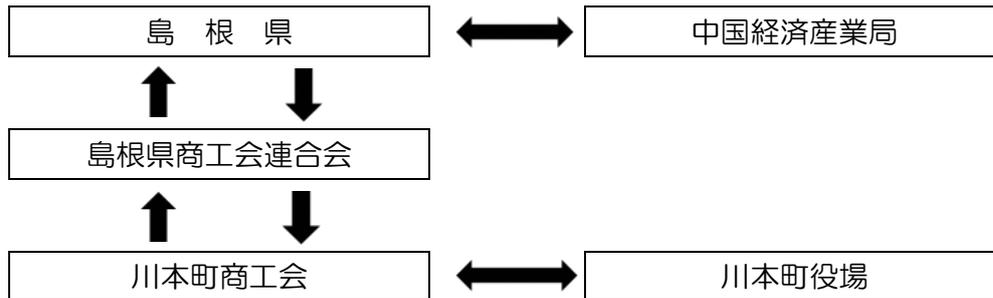
・新型ウイルス感染症が発生した場合は、川本町が策定した「川本町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、管内商工業者の被害情報の迅速な報告及び指示命令系統・連絡体制を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害の発生を防止するため、被災している地域での活動を実施するか決める。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ川本町と確認しておく。

- ・川本町商工会と川本町が共有した情報を、県が指定する「被害状況調査票」により、FAX またはメールにて、島根県商工会連合会を経由して、島根県商工労働部中小企業課へ報告する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

【連絡ルート】



【被害状況調査票様式】

被害状況調査票												
商工会等												
報告者	氏名：	電話番号：	メールアドレス：									
(年 月 日 時現在)												
NO	事業者名	所在地	業種	従業員数 ※任意	被害の状況	被害額 (円)	(被害額内訳)					備考
							土地 (堆積土砂 排除費・整 地費)	建物	機械設備	車両	商品、 現材料、 仕掛品等	
計												

※被害額は事業用資産に限ることとし、事業の再建に必要な額（概算でも構いません）を記入してください。

※「被害の状況」は、建物の状況（全壊・半壊・一部損壊等）、機械設備の状況、浸水の状況（床上、床下）、営業・操業の停止、製品等の状況などを記載してください。

※初期対応時は、可能な範囲の記載での提出で構いませんが、後ほど確認する場合がありますので、継続して把握につとめてください。

＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・管内の小規模事業者等の被害状況を確認し、川本町との速やかな情報共有を図る。
- ・相談窓口の開設方法について、川本町と相談する。（国の要請については「特別相談窓口」を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、主に経営支援全般に係る相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について管内の小規模事業者等に周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や

相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・島根県、川本町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援や派遣等を島根県、川本町、島根県商工会連合会等に相談する。

< 6. その他 >

- ・本計画は、川本町・川本町商工会のHP・広報紙等で公表するとともに、各種会議等の機会を通じて管内の小規模事業者等に対し、災害対応における計画策定の重要性を幅広く周知する。
- ・本計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに島根県の担当課へ報告する。

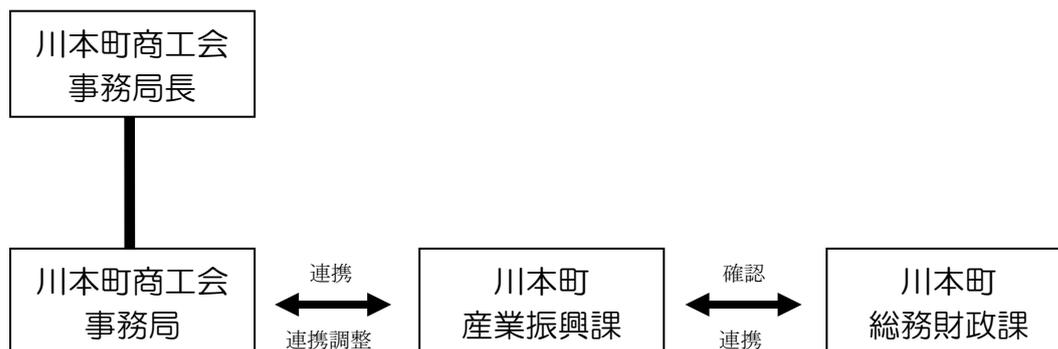
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先 (連絡先は後述 (3) ①を参照)
経営指導員 白須 努

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行。
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)。

(3) 商工会・関係市町村連絡先

① 商工会

川本町商工会

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本 558-10

TEL : 0855-72-0123 FAX : 0855-72-2516

代表 E-mail : kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp

② 関係市町村

川本町役場 (総務財政課)

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本 271 番地 3

TEL : 0855-72-0631 FAX : 0855-72-0635

川本町役場 (産業振興課)

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本 271 番地 3

TEL : 0855-72-0636 FAX : 0855-72-0635

その他

- ・ 上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに島根県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	680	380	380	380	380
・ 専門家派遣	200	200	200	200	200
・ セミナー開催	50	50	50	50	50
・ 広報費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	400	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、島根県小規模補助金、川本町補助金、事業収入、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。